

わとく地域支援センターだより

和田山特別支援学校は、これまで教育相談を主として地域支援を行ってきました。この4月に特別支援学校のセンター的機能をさらに発揮するため「わとく地域支援センター」を設立しました。従来の教育相談に加えて研修協力や特別支援教育に関する情報提供をさらに充実させていきたいと考えています。その一環として「わとく地域支援センターだより」を発行して参ります。この地域の特別支援教育推進の一助となれることを願っています。

今年、4月1日から障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）がスタートしました。この法律では「**不当な差別的取扱い**」を禁止し、「**合理的配慮の提供**」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。



「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき（*）に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。例えば、疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設けること等がそれに当たります。

「不当な差別的取扱い」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。例えば、車椅子だから入店できなかつたり、障害があるという理由でアパートを借りられない等がそれに当たります。

私たちの学校現場で考えると…。児童生徒本人や保護者から合理的配慮の意思が伝えられた場合、負担が重すぎない範囲で対応（対応に努めること）が求められます。例えば、校内に段差があって車椅子で移動しにくいときは、スロープを使って補助をする。意思を伝えあうために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。黒板の字を見やすくするために障害特性に応じて座席を決める。各授業のめあてや流れを視覚的に示すなど。私たちが今までやってきたことですが、時代の変化や障害の多様化で学校現場に求められるニーズが変わってきています。

内閣府のホームページで

合理的配慮の事例が探せます。

こうりてきはいりよ
合理的配慮サーチ

けんさく
検索

（*）言語（手話を含む）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられる事も含まれます。

兵庫県立和田山特別支援学校 兵庫県朝来市和田山町竹田1987-1

電話でのお問い合わせ・教育相談は TEL 079-674-0214

（センターお願いしますとお申し出ください 担当：柳本・武田まで）

